

ひたちなか市耐震改修促進計画

令和5年4月

ひたちなか市

目次

耐震改修促進計画策定の趣旨.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の対象期間.....	3
4. 計画の対象建築物.....	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	5
1. 概要.....	5
2. 茨城県で想定される地震の規模・被害の状況.....	6
3. 耐震化の現状.....	8
4. 耐震改修等の目標設定.....	9
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について.....	11
1. 概要.....	11
2. 耐震化を図るための基本的方針.....	12
3. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業.....	13
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	14
5. 具体的な促進支援策.....	14
第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について.....	18
1. 概要.....	18
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	18
3. リフォームにあわせた耐震改修.....	19
4. 地域住民等との連携に関する事項.....	19
第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について.....	20
1. 概要.....	20
2. 耐震改修促進法による指導等の実施について.....	20
3. 建築基準法による勧告または命令の実施について.....	21
資料.....	22

耐震改修促進計画策定の趣旨

1. 計画の背景と目的

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災での建築物の倒壊等の被害により、多くの貴重な人命が失われました。この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

平成17年の中央防災会議において「地震防災戦略」や「建築物の耐震化緊急対策方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を10年後に90%とする目標が掲げられました。翌18年の耐震改修促進法の改正により、建築物の耐震化向上に関する市町村の取り組みが求められ、本市では平成20年3月に「ひたちなか市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進を図るための施策を実施してきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、かつて経験したことのない激しい揺れが本市を襲い、家屋や公共施設などに甚大な被害をもたらし、建築物被害（津波被害は除く）は合計7,973棟にも及びました。

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震での被害の軽減を図るため、平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、耐震化促進のための規制強化を行い、また平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、同年11月には、耐震改修促進法の改正を行っています。こうした状況を踏まえ、茨城県では「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和3年12月21日国土交通省告示1537号）に基づき、令和4年3月に「茨城県耐震改修促進計画」が見直されました。

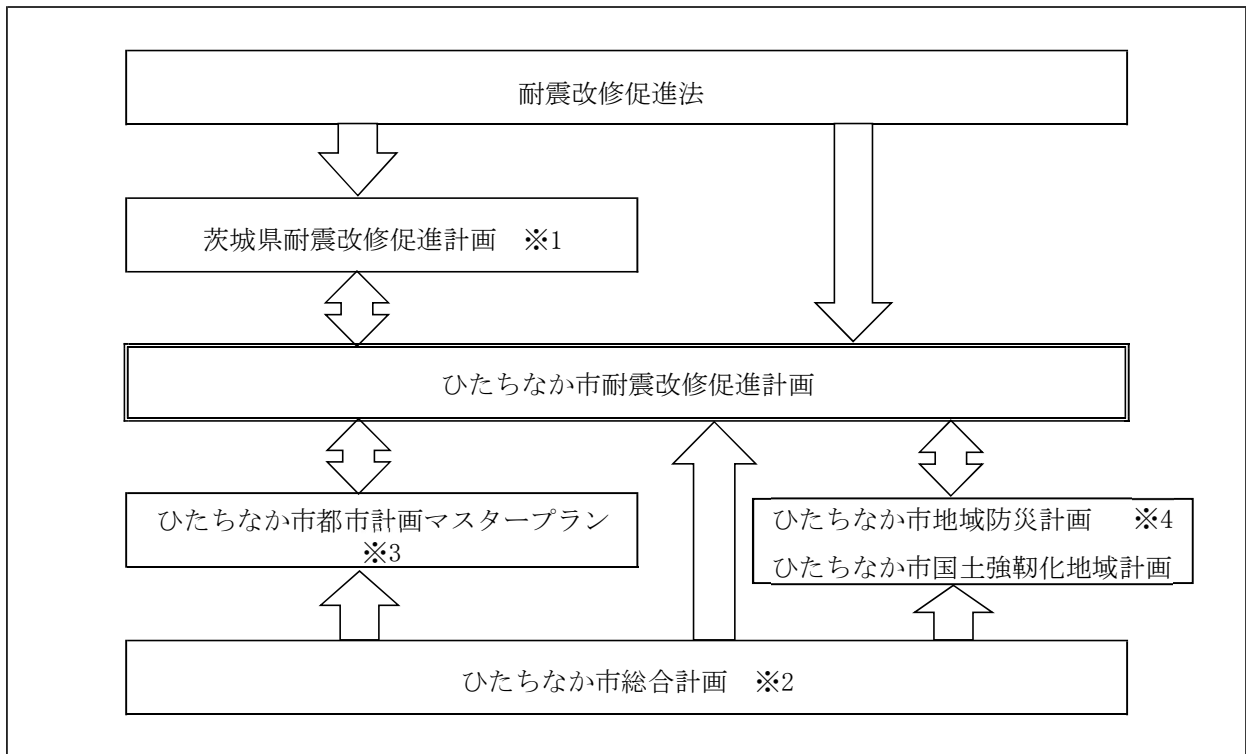
このような背景から、「ひたちなか市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を改定することとしました。

本計画は、ひたちなか市内全域を対象として、昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築確認を受け建築された建築物の耐震化を促進し、建築物の安全性の向上を図ることで、災害に強く、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「茨城県耐震改修促進計画」、「ひたちなか市総合計画」、「ひたちなか市都市計画マスタープラン」、「ひたちなか市地域防災計画」及び「ひたちなか市国土強靱化地域計画」との整合を図ります。

<計画の位置付け>



※1 茨城県耐震改修促進計画

茨城県耐震改修促進計画では、茨城県における建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及施策等が定められています。

※2 ひたちなか市総合計画

ひたちなか市第3次総合計画では、「災害に強く 安全安心に暮らせるまちづくり」として、防災基盤の整備について、施設の耐震化率の向上を図ることが位置付けられています。

※3 ひたちなか市都市計画マスタープラン

ひたちなか市第3次都市計画マスタープランでは、「災害に強く、しなやかな都市づくり」という理念のもと、「公共施設・インフラ・住宅等の耐震化促進」等を「ひたちなか市国土強靱化計画」に基づき計画的に実施して、災害に強い都市を目指しています。

※4 ひたちなか市地域防災計画、ひたちなか市国土強靱化地域計画

ひたちなか市地域防災計画及びひたちなか市国土強靱化地域計画では、大規模な地震災害に備えた建築物等の安全確保計画として、「建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策の促進」を図ることが位置付けられています。

3. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、事業の進捗状況その他制度の変更などに応じ、定期的に計画内容を検証するとともに、適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4. 計画の対象建築物

本計画の対象とする建築物は、旧耐震基準により建築確認を受けて建築された建築物で、以下のとおりとします。また、各建築物の関係図を次頁に示します。

(1)住宅

一戸建て住宅及び共同住宅とします。一戸建て住宅には併用住宅を、共同住宅には長屋建て住宅を含むものとします。

(2)特定建築物

「特定建築物」は、耐震改修促進法第14条に規定された特定既存耐震不適格建築物のことで、不特定多数の者が利用する建築物、危険物の倉庫及び緊急輸送道路等沿道の一定の高さ以上の建築物等が含まれます。*

(3)市有建築物(防災拠点及び要配慮者が集まる施設)

ひたちなか市地域防災計画により防災拠点に位置付けられる施設及び学校や社会福祉施設などの要配慮者が集まる施設のうち、階数が2以上又は延べ面積が200㎡超の建築物とします。

(4)耐震診断義務付け対象建築物(要安全確認計画記載建築物)

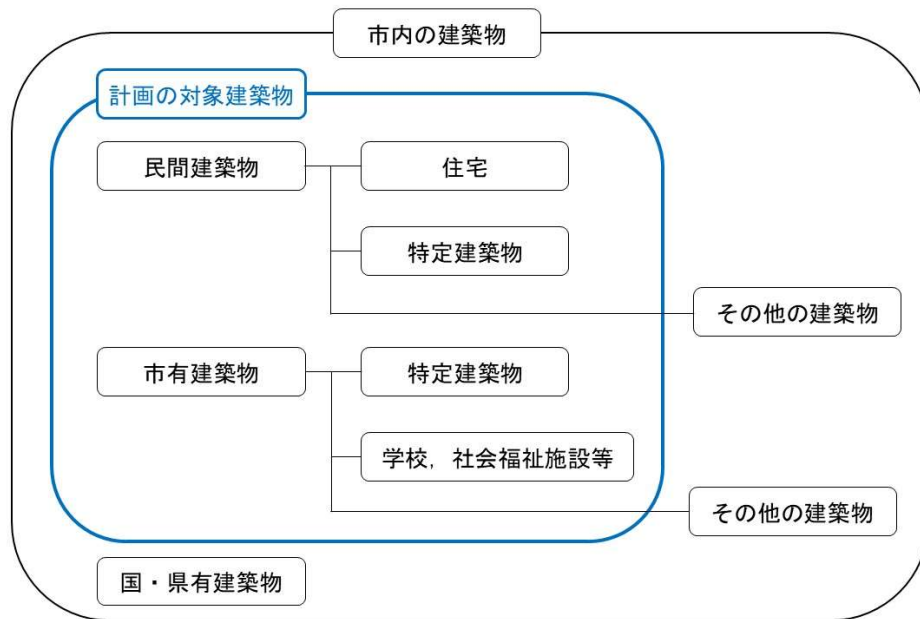
茨城県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）で定めた耐震診断義務付け道路**の沿道建築物で、一定の高さ以上***の建築物等が含まれます。

* 資料1 対象とすべき特定建築物、資料4 緊急輸送道路一覧、資料6 緊急輸送道路沿道及び耐震義務付け道路の一定の高さ以上の建築物等

** 資料5 耐震診断義務付け道路一覧

*** 資料6 緊急輸送道路沿道及び耐震義務付け道路の一定の高さ以上の建築物等

■対象とすべき建築物の関係図



※「国・県有建築物」は本計画では対象外

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 概要

計画の概要

今後想定される地震

- 本計画の対象とする地震として、太平洋プレート内北部のマグニチュード7.5クラスの地震〔茨城県防災・危機管理部「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成30年12月)〕を想定します。
- 県内で観測される最大震度は、本市では震度6強以上と予測されています。
- 想定される揺れによる建築物の被害は、県内で全壊する建築物が610棟、半壊する建築物が12,000棟におよび、本市では全壊する建築物が90棟、半壊する建築物が1,500棟と予測されています。

建築物耐震化の現状

- 市内に62,395戸存在する住宅の耐震化率は、令和4年度末における推計で87.9%となっています。(平成30年住宅・土地統計調査の結果により推計)
- 病院、ホテル、店舗等の多くの人が集まる民間の特定建築物等*の耐震化率は、推計で64.7%となっています。
- 公立学校、市営住宅、庁舎、体育館等の市有建築物(対象建築物等**)の耐震化率は98.7%となっています。

目標の設定

- 令和7年度までの建築物の耐震化の目標を、住宅及び民間の特定建築物等については95%、市有対象建築物等については100%とします。

耐震化の目標のまとめ

建築物の種類	全施設(戸)数	現状の耐震化率(令和4年度末)	耐震化率の目標(令和7年度末)
住宅	62,395	87.9%	95%
民間の特定建築物等	102	64.7%	95%
市有の対象建築物等	237	98.7%	100%
学校	142	100%	100%
社会福祉施設等	6	100%	100%
市営住宅	37	100%	100%
事務所・庁舎等	6	100%	100%
その他	46	93.5%	100%

* 特定建築物等とは、耐震化率を求めるため、同じ用途、規模である新耐震基準(昭和56年6月以降の耐震基準。以下同じ)の建築物も含めたものです。

** 市有の特定建築物で、同じ用途、規模の新耐震基準の市有施設を含めています。

2. 茨城県で想定される地震の規模・被害の状況

(1) 茨城県で想定される地震

茨城県地震被害想定調査（平成 30 年 12 月公表）では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県に大きな被害をもたらすおそれのある地震を想定しています。茨城県の過去の地震災害による被害をまとめたものが下表です。

茨城県に被害をもたらした歴史的な地震*

災害発生日	震源地	マグニ チュード	県内 最大震度	茨城県の被害状況
昭和35(1960)年5月23日	チリ	8.5	-	住家床下浸水4, 非住家浸水数軒 堤防護岸決壊1, 船舶大破6隻, 小破10隻 漁網流出, 定置網破損など
昭和47(1972)年2月29日	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和49(1974)年8月4日	茨城県南部	5.8	4	死者1, 負傷者1, 瓦の落下十数件／震央付近
昭和53(1978)年6月12日	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和57(1982)年7月23日	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損, 窓ガラス破損
昭和58(1983)年2月27日	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損9, 水道管破損7 壁の亀裂・剥落等
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 4, 住家一部破損 1,259
平成2(1990)年5月3日	茨城県北部	5.4	4	負傷者 2, 文教施設被害, 鉄道不通
平成5(1993)年5月21日	茨城県南部	5.4	3	住家被害 57, 鉄道不通
平成7(1995)年1月7日	茨城県南部	5.4	4	断水 250, 窓ガラス破損 2, 鉄道不通
平成12(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26, 瓦の落下及び破損 各 1
平成14(2002)年2月12日	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1, 文教施設被害 12
平成14(2002)年6月14日	茨城県南部	5.1	4	負傷者1, ブロック塀破損4 建物被害 8, 塀倒壊 5
平成17(2005)年2月16日	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者 7, ブロック塀倒壊 1
平成20(2008)年5月8日	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者1, 住家一部破損7, 工場でガス漏れ
平成23(2011)年3月11日	三陸沖 他 (東北地方太平洋 沖地震) ※東日本大震災	9.0	6 強	死者66, 行方不明1, 負傷者714 住家全壊2,634, 住家半壊24,995 住家一部破損191,490 住家床上浸水 75, 住家床下浸水 624
平成23(2011)年4月11日	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者 4
平成23(2011)年4月16日	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者 2
平成23(2011)年7月31日	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者 5
平成24(2012)年12月7日	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者2, 非住家被害3
平成28(2016)年11月22日	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損 2
平成28(2016)年12月28日	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者2, 住家半壊1, 住家一部破損25
平成29(2017)年8月2日	茨城県北部	5.5	4	負傷者 2
令和3(2021)年2月13日	福島県沖	7.3	5 弱	負傷者 3

* 出典:「茨城県の地震災害の記録」水戸地方気象台 HP より（令和 3 年 2 月現在）

本計画の対象とする地震として、茨城県地震被害想定調査において、被害予測がされている地震で最も建築物被害の多い太平洋プレート内の地震（マグニチュード7.5クラス）を想定します。*

想定される地震の規模

想定地震	地震規模 (マグニチュード)	本市の 最大震度
太平洋プレート内の地震(北部)	7.5	6強

(2)地震による揺れや被害の予測結果

(1) で示した地震により、次のような被害が予測されています。

本市で想定される地震による被害の予測

建築物被害 (液状化, 津波, 火災被害を除く)	被害数[棟]
全壊	90
半壊	1,500

* 資料2 本計画で対象とする地震とその震度分布

3. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成 30 年度時点における住宅の耐震化の状況をもとに、令和 4 年度時点に推計*した結果が以下の表です。

旧耐震基準により建てられた一戸建て住宅のうち、耐震性のあることが確認された住宅、耐震改修が行われた住宅及び新耐震基準により建てられた住宅を除く 16.3%の一戸建て住宅で耐震性が不足しており、耐震化率は 83.7%になっています。同様に、共同住宅においても、2.0%で耐震性が不足しており、耐震化率は 98.0%になっています。

合計で住宅の耐震化率は、87.9%となっています。

市内の住宅の耐震化状況(令和 4 年度時点推計)

用途	住宅戸数 総数	旧耐震基準の住宅			新耐震基準 の住宅	耐震性のある 住宅合計
		計	うち、耐震性 があるもの	うち、耐震改 修済		
一戸建て住宅	44,115	9,633	1,168	1,288	34,482	36,938
	100.0%	21.8%	2.6%	2.9%	78.2%	83.7%
共同住宅・長屋建て住宅	18,280	1,550	1,178	0	16,730	17,908
	100.0%	8.5%	6.4%	0.0%	91.5%	98.0%
合計	62,395	11,183	2,346	1,288	51,212	54,846
	100.0%	17.9%	3.8%	2.1%	82.1%	87.9%

(2) 民間の特定建築物等における耐震化の現状

民間の特定建築物等の耐震化の状況については、下表のとおりとなっています。

民間特定建築物等の耐震化状況(令和 4 年度時点)

用途	建築物数 総数	旧耐震基準の建築		新耐震基準 の建築	耐震性のある 特定建築物等の 数	耐震化率
		総数	うち、耐震性 があるもの			
幼稚園	14	5	4	9	13	92.9%
病院・診療所	9	1	0	8	8	88.9%
社会福祉施設	16	1	0	15	15	93.8%
ホテル・旅館	13	5	0	8	8	61.5%
店舗・百貨店	4	2	0	2	2	50.0%
賃貸共同住宅	26	17	0	9	9	34.6%
その他	20	9	0	11	11	55.0%
合計	102	40	4	62	66	64.7%

* 平成 30 年度の住宅・土地統計調査をもとに推計しています。

(3) 公共建築物における耐震化の現状

本市が管理する対象建築物等の耐震化の状況は以下の表のとおりです。

市有の対象建築物等の耐震化状況(令和4年度時点)

	対象建築物等の数 A	旧耐震基準の建築		新耐震基準の建築 E=A-B	耐震性のある対象建築物等 F=C+D+E	耐震化が必要な対象建築物 A-F	耐震化率 F/A	
		総数 B	うち、耐震性があるもの C					うち、耐震改修済 D
学校	142	76	8	68	66	142	0	100.0%
社会福祉施設	6	0	0	0	6	6	0	100.0%
市営住宅	37	17	17	0	20	37	0	100.0%
庁舎	6	1	1	0	5	6	0	100.0%
その他※	46	18	4	11	28	43	3	93.5%
合計	237	112	30	79	125	234	3	98.7%

※耐震化が必要な対象建築物3棟については、目標年度までに耐震改修若しくは撤去する見込みです。

4. 耐震改修等の目標設定

(1) 住宅における耐震化の目標

先に示した平成30年度時点における耐震化の現状をもとに、建替えや耐震改修が現状ペースで進むものと想定した場合には、目標年度の耐震化率は約90.0%（年間増加率0.7%）になると予想されます。

住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。

耐震改修等を促進するような施策を講じて、目標年度までに概ね耐震化率を95.0%とすることを目指します。

(2) 特定建築物等における耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、市有の対象建築物等の耐震化率を100%にすることを目標とします。

民間の特定建築物等については、耐震化の啓発及び耐震改修促進法に基づく助言や指導を実施することなどにより、95%の耐震化を目標とします。

(次頁, 表参照)

特定建築物等の耐震化の目標(令和7年度末)

	民間		市有	
	現状	目標	現状	目標
学校・幼稚園	92.9%	95%	100%	100%
病院・診療所	88.9%	95%	-	-
社会福祉施設	93.8%	95%	100%	100%
ホテル・旅館等	61.5%	95%	100%	100%
店舗・百貨店	50.0%	95%	-	-
賃貸共同住宅	34.6%	95%	100%	100%
庁舎	-	-	100%	100%
その他	55.0%	95%	93.5%	100%
合計	64.7%	95%	98.7%	100%

(3) 要安全確認計画記載建築物における耐震化の目標

茨城県と協働し、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して耐震診断を実施するよう、文書通知や戸別訪問等を行うとともに、耐震診断費用等の一部を助成するなどの支援策を実施します。また耐震診断の結果に基づき、耐震改修に努めるよう指導及び助言を行い、耐震性が不十分な対象建築物を令和7年度までに概ね解消することを目標とします。

なお、所有者は耐震診断の結果を本市に報告することが義務付けられており*、報告を受けた本市は、耐震診断結果の公表を行います。

* 耐震改修促進法第7条による

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

1. 概要

計画の概要

基本的な取組方針

- 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 本市は、国・県と協力し、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。また、法に基づき必要に応じて助言、指導、指示、公表、勧告及び命令を行います。

建築物の総合的な安全対策

- 耐震性のないコンクリートブロック塀等の倒壊防止対策について、指導、啓発活動及び財政的支援、窓ガラス等の落下防止対策、エレベーターへの閉じ込め防止対策等について、指導及び啓発活動を行います。

地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- 大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、耐震診断義務付け道路及び耐震化努力義務道路を位置付け、沿道の対象建築物の耐震化を図ります。

具体的促進支援策

- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化に対する補助制度を創設します。
- 避難路沿道に設置された危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助制度を創設します。
- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断及び耐震化の改修工事の補助制度を創設します。

2. 耐震化を図るための基本的方針

(1) 基本的方針

耐震化の促進にあたっては、以下の項目を基本的な方針とします。

- ① 耐震改修促進法により、既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修は所有者が努めることとされています。建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの生命・財産を守るため並びに地域の安全性向上のため、自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- ② 本市は、国・県と協働し、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。また、法に基づき必要に応じて助言及び指導を行います。特定建築物の所有者については、指導に従わない場合は技術指針事項を勘案して、必要な指示を行い、正当な理由なくその指示に従わない場合は公表、勧告及び命令を行います。

(2) 耐震化の役割分担

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

■ひたちなか市

- ・ 国や県と協働し、耐震改修促進に向け必要な具体的施策に取り組みます。
- ・ 建築物所有者に対し地震のリスクに関する知識の普及・啓発を図り、建築物の耐震性確保について支援及び情報提供を行います。
- ・ 本計画に定めた住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、ひたちなか市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図るとともに、市民への意識啓発、制度周知等に取り組むことで、住宅の耐震化を総合的に推進します。
- ・ 耐震診断及び耐震改修に係る補助制度の充実に努めます。
- ・ 市有の対象建築物について、本計画に従い、耐震化目標を達成することに努めます。
- ・ 特定建築物の耐震化状況及び進捗状況の把握に努めます。
- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震改修の計画の認定、助言、指導、指示、公表を行います。また必要に応じて建築基準法に基づき、勧告や命令を行います。
- ・ 社会情勢、事業の進捗状況及び制度の改正等に併せて、本計画を定期的に検証し、適宜見直します。

■建築関係団体

- ・ 住宅・コンクリートブロック塀等に関する各種相談、工事業者の紹介、融資制度等の財政的支援を行います。*

* 資料3 建築関係団体の支援

■建築物所有者

- ・ 自らの生命・財産を守るため並びに地域の安全性を向上させるため、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず、建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策を講じることが重要です。建築物の防災性を高めるために、次のような対策を実施し、地震時の災害の拡大を抑制します。

■コンクリートブロック塀等の倒壊防止対策

近年発生した大阪府北部地震においてコンクリートブロック塀の倒壊により、その下敷きになる死亡事故が発生しています。また、道路を塞いで避難や救援活動の障害になる危険性が指摘されています。

コンクリートブロック塀等の倒壊の危険性や点検方法を、市民や建築物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の配布、市報及びホームページへの情報提供を行います。

また、避難路沿道の倒壊の恐れのあるブロック塀等については、撤去費用の一部を補助する制度を設けます。

■ガラス・天井の落下防止対策

地震時にオフィスの窓ガラスが割れて飛散したり、天井の装飾具が落下する等の事故が発生しています。

ガラスや天井の落下の危険性について、市民や建築物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

■エレベーターの閉じこめ防止対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果、多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの改修や地震対策、安全装置等の設備や改良、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

また、エレベーターは、建築基準法による報告が義務付けられており、所有者に対し、安全対策を講じるよう指導します。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、以下の道路を位置付けることとし、対象建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 耐震診断義務付け道路

広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）及びそれらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路を、法第5条第3項第二号に基づき、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けます。*

要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物（所有者に意見を聞いたものが対象となります。）を、耐震診断義務付けの対象となる避難路沿道建築物として位置付け、その所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに本市に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた本市は、耐震診断結果の公表を行います。

(2) 耐震化努力義務道路

茨城県地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路**のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を、法第5条第3項第三号に基づく道路として指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物に耐震診断や耐震改修の努力義務を課すこととします。これにより、対象建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、本市が必要な場合に指示をすることができることとなります。

5. 具体的な促進支援策

(1) 認定制度

耐震改修促進法には、耐震診断・耐震改修を促進するため、建築基準法の特例が規定されました。

①耐震改修計画の認定（耐震改修促進法 第17条）

建築物の耐震改修の計画について耐震関係規定等に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けることにより、耐震改修工事について、建築確認手続きの特例、建築基準法の特例（耐火建築物に係る制限、容積率及び建ぺい率など）が適用されます。

②建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法 第22条）

建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ

* 資料5 耐震診断義務付け道路一覧

** 資料4 緊急輸送道路一覧

ます。認定を受けた建築物（基準適合認定建築物）は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

③区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(耐震改修促進法 第25条)

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建築物の区分所有等に関する法律 第17条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されます。

(2)財政的支援

耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する補助、危険ブロック塀等を解体する費用の補助及び税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。

※以下、表内補助額は令和4年度時点

1) 耐震診断に対する補助制度

補助制度名	ひたちなか市木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における耐震診断・改修を促進するため、「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を実施する。 ・本市が策定した「耐震診断業務マニュアル」に従って診断業務を実施
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建築された市内に存する戸建て木造住宅で、以下の要件すべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①建築基準法に規定する建築確認を受けて建築されたもの ②自ら所有し自己の居住の用に供し、地上階数が2以下のもの ③在来軸組構法もしくは枠組壁工法によって建築されたもの ④過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていないもの
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・診断費用 82,500円 ・個人負担金 2,000円
実績・予定	平成19年度 93戸、平成20年度 74戸、平成21年度 97戸、平成22年度～令和元年度 実施なし、令和2年度 15戸、令和3年度 28戸、令和4年度 27戸

補助制度名	ひたちなか市要安全確認計画記載建築物耐震化支援事業
概要	・避難路沿道建築物の耐震診断について、費用の一部を補助する。
対象建築物	・旧耐震基準で建築された市内に存する建築物で、自ら所有し自己の用に供し資料6に該当するもの
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以内の部分は、3,670 円/m²以内 ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は、1,570 円/m²以内 ・面積 2,000 m²を超える部分は、1,050 円/m²以内 <p>※ただし、設計図書の復元、耐震判定委員会の評価に要する費用等として、1,570,000 円を限度に加算することができる</p>

※ 補助限度額あり。

2) 耐震改修に対する補助制度

補助制度名	ひたちなか市木造住宅耐震改修促進事業	
概要	・木造住宅の耐震改修について、費用の一部を補助する。	
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建築された市内に存する戸建て木造住宅で、以下の要件すべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①建築基準法に規定する建築確認を受けて建築されたもの ②自ら所有し自己の居住の用に供し、地上階数が2以下のもの ③在来軸組構法もしくは枠組壁工法によって建築されたもの ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの 	
補助額	対象経費の区分	補助率
	耐震改修設計・耐震改修工事	4/5

※ 補助限度額あり。

補助制度名	ひたちなか市要安全確認計画記載建築物耐震化支援事業
概要	・避難路沿道建築物の耐震改修について、費用の一部を補助する。
対象建築物	・旧耐震基準で建築された市内に存する建築物で、自ら所有し自己の用に供し、資料6に該当するもの

※ 補助額については令和5年4月時点未定

3) 危険ブロック塀等の撤去費用に対する補助制度

補助制度名	危険ブロック塀等解体整備促進事業
概要	・ 避難路※沿道の損壊や倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去費用の一部を補助する。
対象構造物	・ 以下の要件すべてに該当するもの ①補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造, れんが造, 石造, その他の組積造による塀 ②市内に存するもので, 撤去後に残存する塀の道路面から頂部までの高さが, 60センチメートル以下になる場合であって, 残存する塀に倒壊等の危険性がないと市長が認めるもの。
補助額	・ 以下のいずれか低い額 ①対象経費に3分の2を乗じた額 ②1メートル当たり14,000円を乗じた額に3分の2を乗じた額 ③150,000円

※ 危険ブロック塀等解体整備促進事業における避難路とは, 次の各号に該当する道路とする。

- (1)ひたちなか市地域防災計画において定める指定避難所及び防災協定を締結している一次避難所から半径2キロメートル圏内に存する道路
- (2)ひたちなか市津波ハザードマップで示す主な避難路

4) 耐震改修促進税制

税制	住宅の耐震改修に伴う所得税の減額措置
概要	・ 個人が旧耐震基準により建築された住宅を新耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合の所得税控除
内容	・ 標準的な工事費用相当額(上限:250万円)の10%相当額をその年の所得税から控除 ○主な要件 ①その者が主として居住の用に供する家屋であること ②家屋が昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ③改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること

税制	住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置
概要	・ 既存の住宅(居住部分が2分の1以上)を新耐震基準に適合させる耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置
内容	・ 住宅耐震改修工事が完了した年の翌年度分の家屋の固定資産税が2分の1(耐震改修工事により長期優良住宅認定されることになった場合は3分の2)減額 ○主な要件 ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ②1戸当りの改修費用が50万円を超えるものであること

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

1. 概要

計画の概要

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談への対応や情報提供 | <ul style="list-style-type: none">○ 耐震改修等に関連する疑問や質問について、建築指導課の窓口で対応します。○ 市民が、地震の危険性や建築物の耐震性について関心を持ち、自ら適切な判断を行えるように、正確な知識や情報の提供を行います。 |
| リフォームにあわせた耐震改修の促進 | <ul style="list-style-type: none">○ 建築物設備リフォーム、バリアフリーリフォーム等が耐震改修の絶好の機会であることから、そのメリット等について建築物所有者を啓発するための取組を進めます。 |
| 地域住民等との連携 | <ul style="list-style-type: none">○ 地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市内には、自主防災組織があり、耐震化促進の啓発に努めます。 |

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 相談窓口の設置

耐震改修等に関連する疑問や質問について、建築指導課の窓口で対応します。

相談窓口では、耐震診断や改修に関する補助等、所有者にとって有益な情報の提供を行い、耐震改修を促進するための環境づくりに役立てます。

(2) 市報、ホームページ及びパンフレット等による情報提供

市報及びホームページ、パンフレットの作成及び配布により耐震改修等に関する補助制度、その他の支援策、耐震改修の技術的疑問等に関する情報提供の充実に努めます。

また、お住いの場所がどの程度のゆれが起きりうるのかを知ってもらうため、市ホームページに「ひたちなか市ゆれやすさマップ」を公開しています。

3. リフォームにあわせた耐震改修

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、工事についての不安を解消し、安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

耐震改修とリフォーム工事と併せて行うことは、費用や施工面で効果的です。相談窓口において、リフォーム工事を計画している市民に対し、耐震改修を併せて行うように働きかけます。

■工事業者の紹介

- ・ ひたちなか市建設業協同組合にて、市内の耐震改修やリフォーム工事を行っている業者を紹介しています。*

■住宅耐震・リフォームアドバイザーの紹介

- ・ 住宅耐震・リフォームアドバイザーは、皆様が安心して適切な耐震改修やバリアフリー、防犯対策などのリフォーム工事ができるようサポートし、また、住宅リフォームに関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するための専門家として登録されたものです。

4. 地域住民等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市内には自主防災組織があり、自主防災組織に対して、耐震化促進の啓発に努めます。

* 資料3 建築関係団体の支援

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

1. 概要

計画の概要

耐震改修促進法による指導等

- 耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行います。
- 要安全確認計画記載建築物及び特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。
- さらに、指示を受けた要安全確認計画記載建築物及び特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表します。

建築基準法による勧告・命令等

- 公表を行ったにもかかわらず、当該要安全確認計画記載建築物及び特定建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築及び修繕等を行うよう勧告及び命令等の対応を行います。

2. 耐震改修促進法による指導等の実施について*

(1) 指導・助言の実施

耐震改修促進法では、現行の耐震基準に適合していないすべての建築物の所有者は、耐震化に努めなければならないと定められています。そのため、必要があると認められる場合には、耐震改修促進法に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。(耐震改修促進法第11条、第12条、第14条、第15条、第16条)

■指導・助言の方法

耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

(2) 指示の実施

特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。(耐震改修促進法第12条第2項及び第15条第2項)

* 資料7 指導や命令等の流れ

■指示の対象となる建築物

対象となる建築物は、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物*とします。

■指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関して、実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの方法により、指示を行います。

(3)指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた要安全確認計画記載建築物及び特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表します。(耐震改修促進法第12条第3項及び第15条第3項)

■公表の内容

耐震改修促進法に基づいた公表であることを明確にした上で、本市のホームページ等に公表を行います。

3. 建築基準法による勧告または命令の実施について**

公表を行ったにもかかわらず、当該特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条に基づき、当該建築物の除却、改築及び修繕等、保安上必要な措置をとるように勧告または命令を行います。

勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わずに耐震性のない建築物を放置することが、その利用者や周辺住民の生命や財産を守る上でいかに危険であるかについて、十分な周知を図ります。

* 資料1 対象とすべき特定建築物

** 資料7 指導や命令等の流れ

資料

- 資料 1 対象とすべき特定建築物
- 資料 2 本計画で想定する地震とその震度分布
- 資料 3 建築関係団体の支援
- 資料 4 緊急輸送道路一覧
- 資料 5 耐震診断義務付け道路一覧
- 資料 6 緊急輸送道路沿道及び耐震診断義務付け道路の一定の高さ以上の建築物等
- 資料 7 指導や命令等の流れ

資料1 対象とすべき特定建築物

特定建築物とは、次の用途や規模要件に該当し、かつ、旧耐震基準の建築物をいう。

特定建築物一覧

用途		指導・助言の対象 (階数及び床面積の合計)	指示の対象 (階数及び床面積の合計)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住居に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 *詳細は次項参照			
敷地がひたちなか市耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物。		全ての建築物	

【特定建築物となる危険物の数量一覧】

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

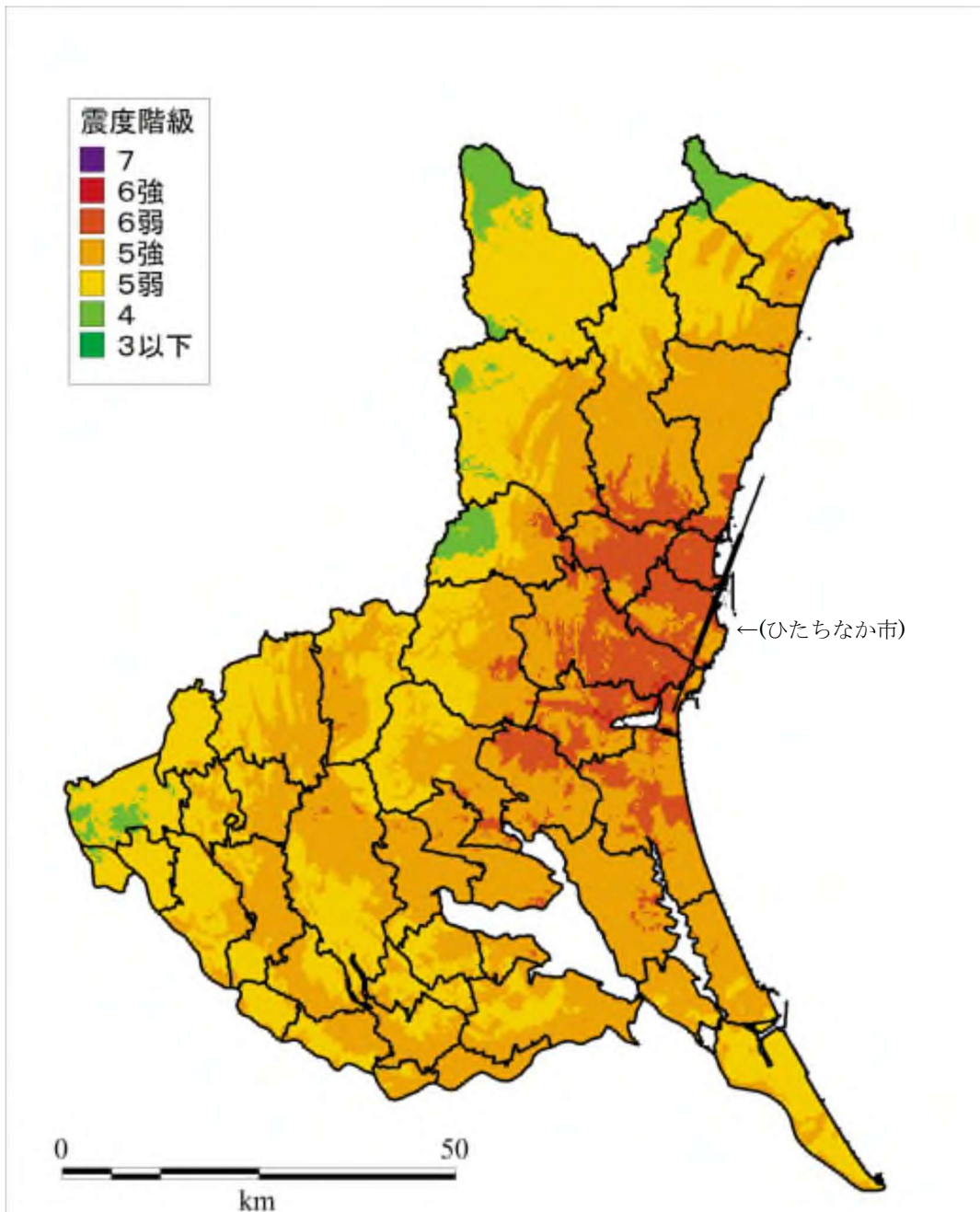
床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン
⑤ 可燃性のガス	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

資料2 本計画で想定する地震とその震度分布

想定地震の規模

想定地震	地震規模 (マグニチュード)	本市の 最大震度
太平洋プレート(北部)	7.5	6強



想定地震による震度分布

[茨城県防災・危機管理部「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成30年12月)]

資料3 建築関係団体の支援

建築関係団体

【一般社団法人 茨城県建築士事務所協会】

耐震改修やバリアフリー，防犯対策などのリフォーム工事の相談

「いばらき安心リフォーム支援隊」

T E L 029-305-7771

【茨城すまいづくり協議会】 事務局：一般財団法人 茨城県建築センター

住まいの相談（耐震診断，リフォーム等）

T E L 029-305-7300

F A X 029-305-7310

【公益社団法人 日本エクステリア建設業協会 茨城県支部】

コンクリートブロック改修の相談

T E L 029-253-5845

【ひたちなか市建設業協同組合】

耐震改修やリフォーム工事の業者紹介

T E L 029-273-2096

耐震改修に対する融資制度

【住宅金融支援機構】

リフォーム融資（耐震改修工事）

耐震改修工事に対する融資

T E L 0120-0860-35

資料4 緊急輸送道路一覧

第1次緊急輸送道路

No.	路線名	起点側	終点側
(一般国道自動車専用道路)			
1	東水戸道路	ひたちなか市境(水戸市)から	ひたちなか市部田野(ひたちなかIC)まで
(有料道路)			
2	常陸那珂有料道路	ひたちなか市新光町(ひたち海浜公園IC)から	ひたちなか市部田野(ひたちなかIC)まで
(一般国道)			
3	国道6号	ひたちなか市境(水戸市)から	ひたちなか市境(東海村)まで
4	国道245号	ひたちなか市境(水戸市)から	ひたちなか市境(東海村)まで
(主要地方道)			
5	那珂湊那珂線	ひたちなか市峰後 国道245号交差(関戸北交差点)から	ひたちなか市境(那珂市)まで
6	常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 主要地方道常陸那珂港山方線交差(常陸那珂港IC)から	ひたちなか市新光町 常陸那珂有料道路交差(ひたち海浜公園IC)まで
7	常陸那珂港山方線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 主要地方道常陸那珂港南線交差(常陸那珂港IC)から	ひたちなか市境(東海村)まで
(市町村道)			
8	ひたちなか市道1級2号線, 1級22号線	ひたちなか市境(那珂市)から	ひたちなか市新光町 国道245号交差まで

第2次緊急輸送道路

No.	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
9	水戸那珂湊線	ひたちなか市峰後 国道245号交差(関戸北交差点)から	ひたちなか市湊本町 一般県道那珂湊大洗線交差(湊本町交差点)まで
10	水戸勝田那珂湊線	ひたちなか市勝倉 一般県道馬渡水戸線交差から	ひたちなか市部田野 国道245号(部田野交差点)まで
(一般県道)			
11	那珂湊大洗線	ひたちなか市湊本町 主要地方道水戸那珂湊線交差(湊本町交差点)から	ひたちなか市境(大洗町)まで
12	常陸海浜公園線	ひたちなか市新光町 常陸那珂港南線交差から	ひたちなか市境(東海村)まで
13	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	ひたちなか市境(水戸市)まで

(市町村道)			
14	ひたちなか市道 1 級 12 号線	ひたちなか市東石川 ひたちなか市道交差 (外野跨線橋東交差点) から	ひたちなか市勝倉 主要地方道那珂湊那珂線交差 (勝倉交差点) まで
15	ひたちなか市道 1 級 1 号線	ひたちなか市勝田中央 ひたちなか市道交差 (勝田駅入口交差点) から	ひたちなか市馬渡 国道245号交差 (海浜公園入口交差点) まで
16	ひたちなか市道 1 級 8 号線	ひたちなか市田彦 国道 6 号交差 (田彦交差点) から	ひたちなか市外野2丁目 ひたちなか市道交差 (外野跨線橋東交差点) まで

第3次緊急輸送道路

(主要地方道)			
17	水戸那珂湊線	ひたちなか市湊本町 一般県道那珂湊大洗線交差 (湊本町交差点) から	平磯漁港まで
18	瓜連馬渡線	ひたちなか市高場 1 丁目 一般県道豊岡佐和停車場線交差から	ひたちなか市高野 一般県道豊岡佐和停車場線交差 (高野十字路交差点) まで
(一般県道)			
19	那珂湊大洗線	ひたちなか市部田野 国道245号交差 (部田野交差点) から	ひたちなか市西十三奉行 一般県道磯崎港線交差 (十三奉行交差点) まで
20	中根平磯磯崎線	ひたちなか市磯崎町 一般県道磯崎港線交差から	平磯漁港まで
21	磯崎港線	ひたちなか市磯崎町 一般県道中根平磯磯崎線交差から	ひたちなか市阿字ヶ浦町 ひたちなか市道交差まで
22	磯崎港線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 ひたちなか市道交差から	ひたちなか市西十三奉行 一般県道那珂湊大洗線交差 (十三奉行交差点) まで
23	豊岡佐和停車場線	ひたちなか市高場 主要地方道瓜連馬渡線交差から	J R 佐和駅まで
(市町村道)			
24	ひたちなか市道 1 級 12 号線	ひたちなか市高野 主要地方道瓜連馬渡線 (高野十字路交差点) から	ひたちなか市高場 ひたちなか市道交差 (高場十字路交差点) まで
25	ひたちなか市道 1 級 16 号線	茨城県ひたちなか市表町 ひたちなか市道交差 (表町中央交差点) から	ひたちなか総合病院まで
26	ひたちなか市道 1 級 1 号線	ひたちなか市勝田中央 ひたちなか市道交差 (勝田駅入口交差点) から	J R 勝田駅前広場まで
27	ひたちなか市道1級8号線, 中央地区474号線	ひたちなか市中根 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	勝田病院まで
28	ひたちなか市道中央地区 2 級 12 号線	ひたちなか市東石川 2 丁目 ひたちなか市道交差から	ひたちなか市役所まで
29	ひたちなか市道湊 1 級 1 号線	ひたちなか市和田町3丁目 (那珂湊漁港) 臨港道路交差から	ひたちなか市湊本町 ひたちなか市道交差まで

30	ひたちなか市道湊2級 6号線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 一般県道磯崎 港線交差から	ひたちなか市新光町 一般県道磯崎港線 交差まで
31	ひたちなか市道湊中部 地区35号線	ひたちなか市湊本町 主要地方道水戸那珂 湊線交差（湊本町交差点）から	ひたちなか市湊本町 ひたちなか市道交差 （魚市場前交差点）まで
32	ひたちなか市道湊北部 409号線	ひたちなか市新光町 一般県道那珂湊大 洗線交差から	ひたちなか保健所まで
（臨港道路）			
33	（茨城港常陸那珂港 区）臨港道路6号線	ひたちなか市長砂 一般県道常陸海浜公園 線交差から	流域下水道事務所 那珂久慈浄化センター まで
34	（那珂湊漁港）臨港道 路V4	ひたちなか市和田町3丁目 ひたちなか 市道交差から	那珂湊漁港まで
35	（那珂湊漁港）臨港道 路V7	ひたちなか市和田町3丁目 ひたちなか 市道交差から	第三管区海上保安本部 茨城海上保安部 まで
36	（磯崎漁港）臨港道路 V2	ひたちなか市磯崎町 一般県道中根平磯 磯崎線交差から	磯崎漁港まで

資料5 耐震診断義務付け道路一覧

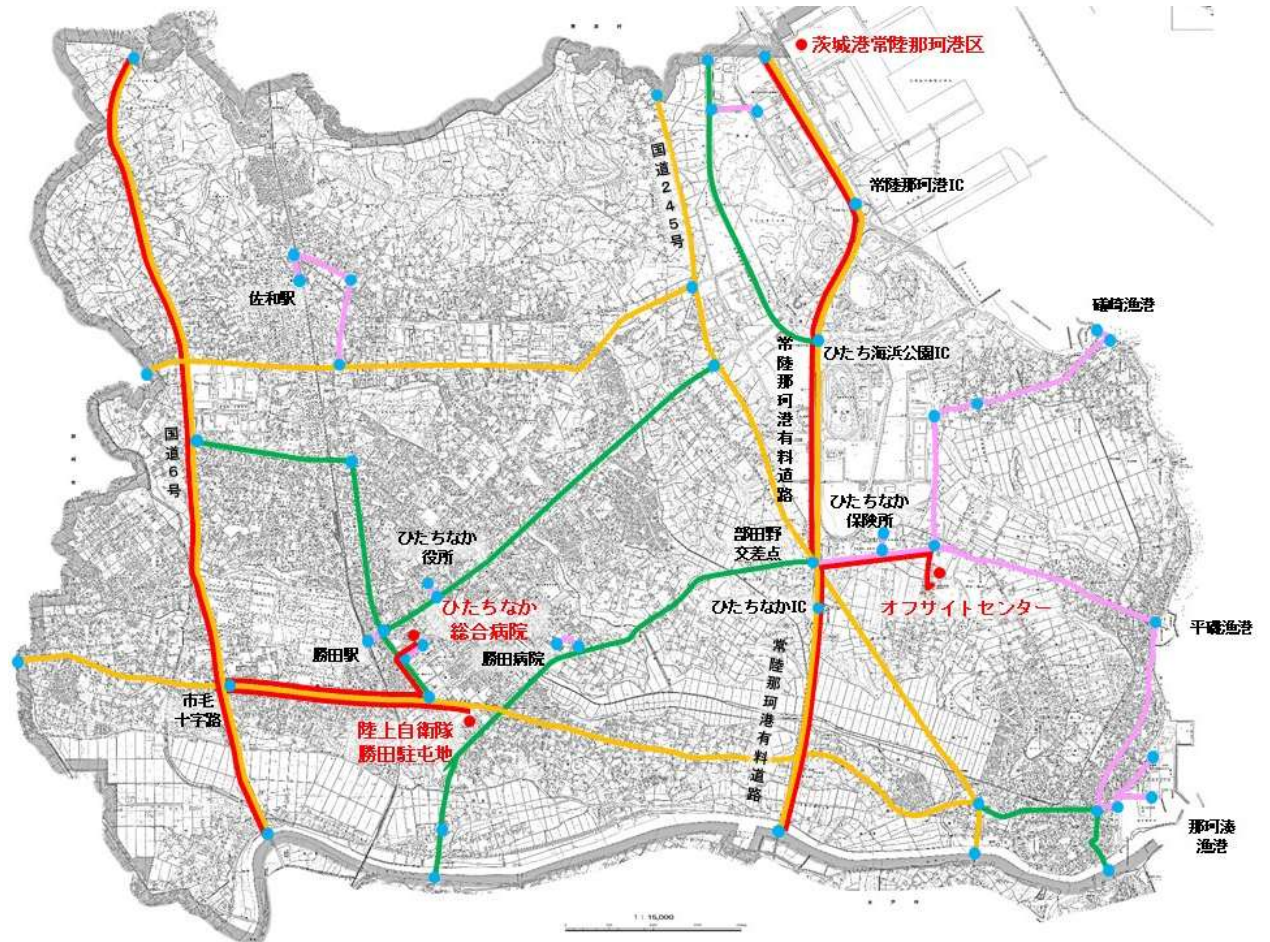
・広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路、直轄国道等）

No.	路線名	起点側	終点側
1	東水戸道路	ひたちなか市境（水戸市）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか IC）まで
2	国道6号	ひたちなか市境（水戸市）から	ひたちなか市境（東海村）まで
3	常陸那珂有料道路	ひたちなか市新光町（ひたち海浜公園 IC）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか IC）まで

・広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路、直轄国道等）から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路

No.	施設名称	アクセス道路
4	茨城港常陸那珂港区	①常陸那珂有料道路 ひたち海浜公園 IC ↓（主要地方道常陸那珂港南線） ②常陸那珂港 IC ↓（主要地方道常陸那珂港山方線） ③ひたちなか市境（東海村）まで
5	ひたちなか総合病院	①国道6号 市毛十字路 ↓（主要地方道那珂湊那珂線） ②勝倉交差点 ↓（市道1級12号線） ③表町中央交差点 ↓（市道1級16号線） ④拠点前
6	オフサイトセンター	①東水戸道路 ひたちなか IC ↓（国道245号） ②部田野交差点 ↓（県道那珂湊大洗線） ③十三奉行交差点 ↓（県道那珂湊大洗線） ④拠点前
7	陸上自衛隊勝田駐屯地	①国道6号 市毛十字路 ↓（主要地方道那珂湊那珂線） ②拠点前

図 茨城県地域防災計画に定める緊急輸送道路及び耐震診断義務付け道路



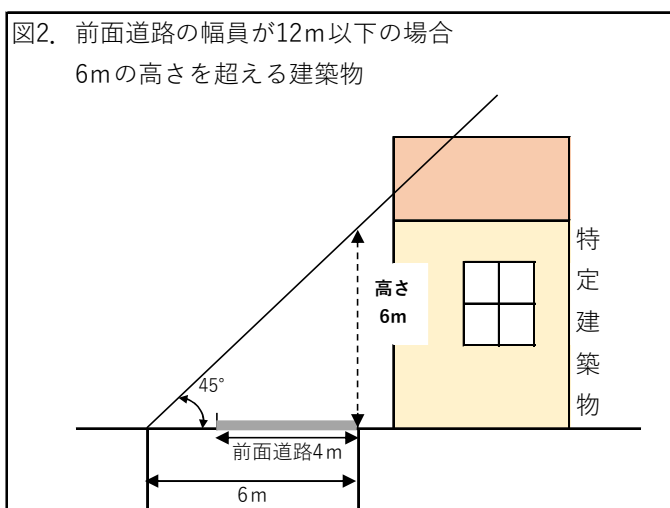
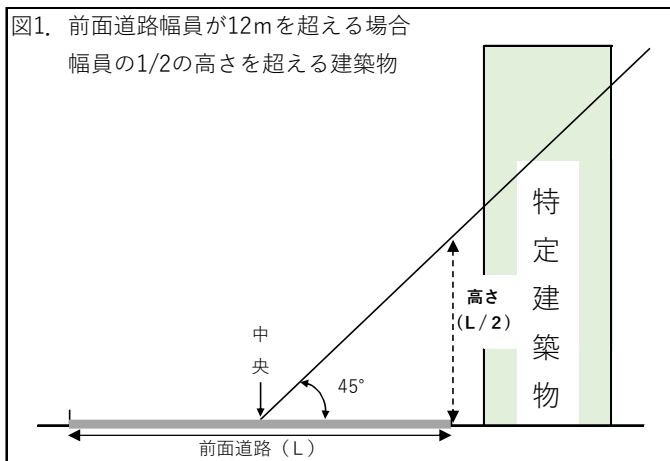
凡例

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路
- 耐震診断義務付け道路
- (施設名) 活動拠点となる施設

資料6 緊急輸送道路沿道及び耐震診断義務付け道路の一定の高さ以上の建築物等

耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物。(図1) 道路幅員が12m以下の場合には高さ6mを超える建築物。(図2)

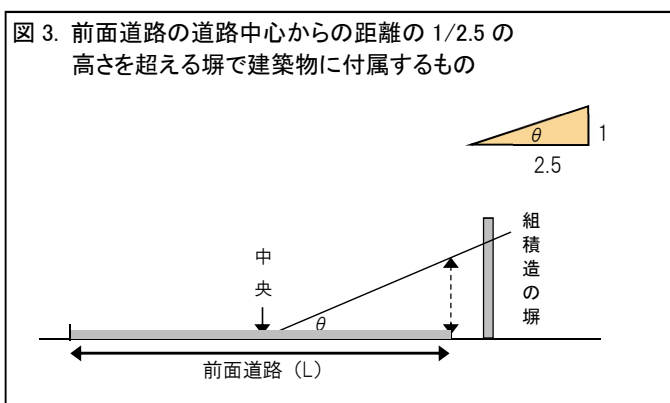
(耐震改修促進法施行令第4条第1項第一号)



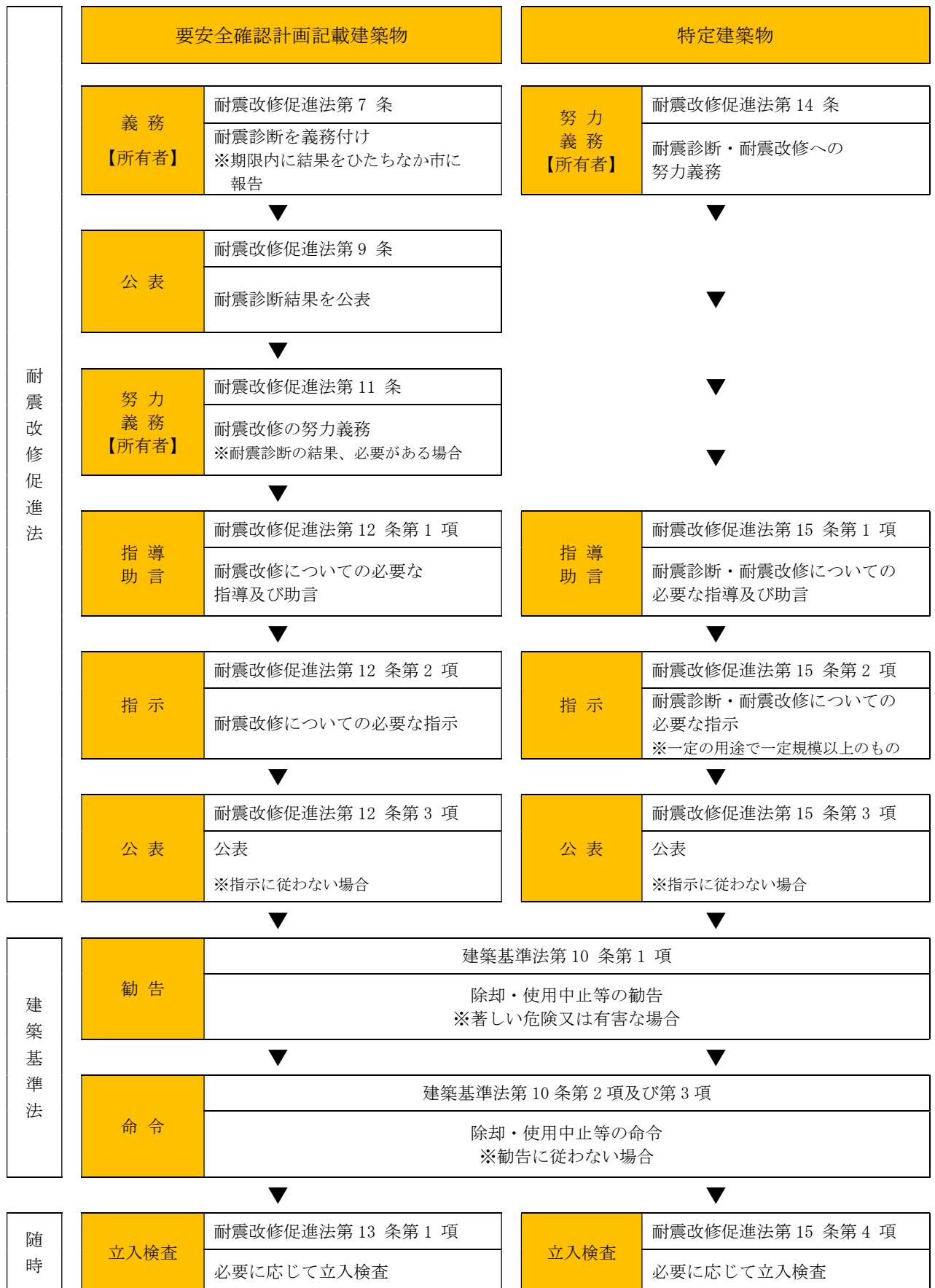
- ・ 通行障害建築物に追加されるブロック塀等

倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀で、建築物に付属するもの。(長さ25mを超えるもの) (図3)

(耐震改修促進法施行令第4条第1項第二号)



資料7 指導や命令等の流れ



※ 指導や命令等はひたちなか市が行います。